

ID: 224

担当部署: 総務部 防災安全課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	東大和市あき地の維持管理に関する条例 第5条		
例規番号	昭和44年条例第9号		
<b>【基準】</b> 第5条の規定による。 (措置命令) 第5条 市長は、あき地が善良に管理されないとみなしたときは、所有者等に対し、当該あき地の雑草等の除去を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日